平成２３年（フ）第２６００号
福岡市城南区松山１丁目６番16―103号
債務者　堂園ひとみ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０３号
福岡市東区多の津５丁目12番９―212号
債務者　今重　史博
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０５号
福岡市東区原田２丁目23番32号
債務者　楢橋　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１１号
福岡市城南区金山団地44番204号
債務者　太田尾眞澄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１４号
福岡市南区柳瀬１丁目17番15号
債務者　浦川　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２１号
福岡市博多区大字板付868番地２
債務者　市丸正二郎
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２２号
福岡市博多区大字板付868番地２
債務者　市丸　信子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６２９号
福岡市中央区平尾２丁目９番17―1206号
債務者　蒲池　正彦
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３０号
福岡市中央区平尾２丁目９番17―1206号
債務者　蒲池真奈美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３５号
福岡市博多区御供所町５番８号
債務者　上野　濱江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３６号
福岡県筑紫郡那珂川町中原６丁目６番８号
債務者　武内　朝子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６３８号
福岡市東区唐原２丁目３番９号
債務者　安河内マリ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４６号
福岡県宗像市大谷29番地３
債務者　伊藤　晴世
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５０号
福岡県宗像市石丸３丁目５番10―110号
債務者　廣橋龍三郎
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西５丁目３番４号
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６６号
福岡県宗像市河東39番地３
債務者　中野　育和
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６８号
福岡市博多区板付３丁目26番５―403号
債務者　鳥越　常雄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６９号
福岡市博多区板付３丁目26番５―403号
債務者　鳥越ヒトミ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部